

千葉県報

定例
令和5年7月7日

主要目次

告示	生活保護法等に基づく指定施術者の指定	一
告示	昭和四十九年千葉県告示第六百八十三号の一部を改正する告示	一
告示	昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号の一部を改正する告示	一
告示	昭和五十二年千葉県告示第七百七十七号の一部を改正する告示	二
告示	昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号の一部を改正する告示	二
告示	平成二十四年千葉県告示第七百七十五号の一部を改正する告示	二
告示	公有水面埋立免許の出願	二
告示	土砂災害警戒区域の指定	三
告示	土砂災害特別警戒区域の指定	三
告示	公安委員会告示	四
告示	指定講習機関の変更の届出	四
告示	道路交通法第八十条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者等教育の認定の変更	五
告示	警備員指導教育責任者講習の実施	六
告示	企業局告示	六
告示	地方公営企業法に基づく収納事務の委託	六
告示	軽油引取税の特約業者の指定の取消し	七
告示	令和五年度ふぐ処理師試験の実施	七
告示	公共測量の終了(三件)	七
告示	人事委員会告示	七
告示	令和五年度千葉県職員採用中級試験、千葉縣市町村立学校事務職員採用中級試験、千葉県職員採用初級試験、千葉県市町村立学校事務職員採用初級試験及び千葉県資格免許職員採用試験(保育士、臨床検査技師及び栄養士)の実施	七
告示	特定調達告示	七
告示	入札公告(二件)	七
告示	落札者等の公告	七

告示

告示

千葉県告示第二百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

令和五年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	施設名称	術所		指定年月日
		所在地	所在地	
阿部敬	阿部敬	市川市幸二の一三の五	〇	令和四年十一月一日
小原康平	松戸おばら鍼灸院	松戸市松戸新田二六六の一	〇	〃
長澤大樹	中葛西つつじ整形外科	東京都江戸川区中葛西三の一の一五		〃
安藤勇輝	からだ元気治療院	千葉市美浜区新港七九		〃
坂田求馬	坂田求馬	我孫子市つくし野六の六の五		〃
山田慎一郎	KEIROW 鎌ヶ谷ステーション	鎌ヶ谷市馬込沢八の六		〃
田久保亮介	ラパン接骨院	鎌ヶ谷市東初富二の二の四		〃

千葉県告示第二百七十号

昭和四十九年千葉県告示第六百八十三号(騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定)の一部を次のように改正する。

令和五年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

指定地域の表の備考中「平成二十八年七月一日」を「令和五年七月七日」に改める。

千葉県告示第二百七十一号

昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号(騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定)の一部を次のように改正する。

なお、この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号(以下「新告示」という。)に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に規定する規制基準値未滿となるものについては、新告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

令和五年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

時間及び区域区分の表の備考第二号の表山武郡横芝光町の項中「及び第二種中高層住居専用地域」を削り、同表の備考第一号中「令和三年二月五日」を「令和五年七月七日」に改め、同表の備考第二号中「第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域」を「又は第一種中高層住居専用地域」に改める。

千葉県告示第二百七十二号

昭和五十二年千葉県告示第七百七十七号(振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定)の一部を次のように改正する。

令和五年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

指定地域の表の備考中「平成二十九年三月十四日」を「令和五年七月七日」に改める。

千葉県告示第二百七十三号

昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号(振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定)の一部を次のように改正する。

なお、この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号(以下「新告示」という。)に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号に規定する規制基準値未滿となるものについては、新告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

令和五年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

時間区分及び区域区分の表の備考第二号の表山武郡横芝光町の項中「第二種中高層住居専用地域」を削り、同表の備考中「令和三年二月五日」を「令和五年七月七日」に改める。

千葉県告示第二百七十四号

平成二十四年千葉県告示第七百七十五号(悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基

準の設定)の一部を次のように改正する。

令和五年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 規制地域の表の備考中「平成二十八年七月一日」を「令和五年七月七日」に改める。

千葉県告示第二百七十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第二項の規定により、公有水面の埋立について次のとおり免許の出願があつた。

その関係図書は、令和五年七月七日から三週間、千葉県県土整備部河川環境課及び銚子土木事務所において縦覧に供する。

令和五年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

名称 千葉県

住所 千葉市中央区市場町一番一号

代表者の氏名 千葉県知事 熊谷俊人

代表者の住所 千葉市中央区都町一丁目七番一号

二 埋立区域及び埋立に關する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置 銚子市川口町二丁目六、五三二番一及び黒生町七、四〇〇番一地先の公有

水面

(二) 区域

(1) 区域 1

次の①の地点と②の地点とを直線で結んだ線、②の地点と③の地点とを結ぶ昭和六十三年十二月六日付け千葉県河指令第二十五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(令和四年の秋分の満潮位(C.D.L. + 1.34メートル)より決定)及び平成十二年五月十二日付け千葉県河海指令第一号の三でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(令和四年の秋分の満潮位(C.D.L. + 1.34メートル)より決定)、③の地点から⑥の地点までを順次直線で結んだ線並びに⑥の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 公共基準点「一〇B四七」三級基準点(北緯三五度四分一六秒、

東経一四〇度五二分〇〇秒)から一一一度三五分三二秒一〇五・四二

メートルの地点

②の地点 ①の地点から二四〇度五九分三三秒一・二二メートルの地点

③の地点 ②の地点から一五〇度五八分一二秒三四七・〇〇メートルの地点
 ④の地点 ③の地点から六〇度五七分三一秒五・五九メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から三三〇度五九分三三秒二七三・〇〇メートルの地点
 ⑥の地点 ⑤の地点から二四〇度五九分三三秒四・五〇メートルの地点
 区域2
 (2)
 次の⑦の地点と⑧の地点とを直線で結んだ線、⑧の地点と⑨の地点とを結ぶ平成十二年五月十二日付け千葉県河海指令第一号の三でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（令和四年の秋分の満潮位（C・D・L・十一・三四メートル）より決定）、⑨の地点と⑩の地点とを直線で結んだ線及び⑩の地点と⑦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
 ⑦の地点 公共基準点「一〇B四七」三級基準点（北緯三五度四四分一六秒、東経一四〇度五二分〇〇秒）から一四三度四二分五二秒五六三・七二メートルの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から二四一度一分一四秒五・五三メートルの地点
 ⑨の地点 ⑧の地点から一五〇度五八分八秒五五・〇〇メートルの地点
 ⑩の地点 ⑨の地点から六〇度四五分一二秒五・四七メートルの地点
 面積 一、九三一・六六平方メートル
 2 埋立てに関する工事の施行区域
 (一) 位置 銚子市川口町二丁目六、五二九番一、六、五三二番一及び黒生町七、四〇
 ○番一地先の公有水面及び陸域
 (二) 区域 次のアの地点からエの地点までを順次直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
 アの地点 公共基準点「二〇B四七」三級基準点（北緯三五度四四分一六秒、東経一四〇度五二分〇〇秒）から八〇度一〇分一三秒九〇・七二メートルの地点
 イの地点 アの地点から二四〇度五六分一四秒六四・二七メートルの地点
 ウの地点 イの地点から一五〇度五九分四八秒六〇九・三七メートルの地点
 エの地点 ウの地点から六〇度五三分三八秒六四・二七メートルの地点
 面積 三九、一六二・一九平方メートル
 (三) 面積 三九、一六二・一九平方メートル
 三 埋立地の用途及び面積
 岸壁用地 一、九三一・六六平方メートル
 出願の年月日
 令和五年六月十二日
 四
千葉県告示第二百七十六号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

<p>なお、同項の規定により令和三年千葉県告示第六百四十一号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。 令和五年七月七日 千葉県知事 熊谷 俊人</p>	
<p>一 指定に係る区域</p>	<p>区域の名称 指定の区域</p> <p>東中山一 船橋市東中山二丁目の区域のうち、急傾斜地の崩壊</p>
<p>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
<p>土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項</p>	<p>土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項</p>
<p>（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備えて縦覧に供する。）</p>	<p>（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備えて縦覧に供する。）</p>
<p>二 指定の解除に係る区域</p>	<p>区域の名称 指定の区域</p> <p>東中山一 船橋市東中山二丁目の区域のうち、急傾斜地の崩壊</p>
<p>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
<p>土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項</p>	<p>土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項</p>
<p>（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備えて縦覧に供する。）</p>	<p>（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備えて縦覧に供する。）</p>

二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
東中山一	船橋市東中山二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いた図面に供する。）

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第177号
 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関について次のとおり変更届があった。
 令和5年7月7日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

特定講習の種別	指定講習機関の名称	変更に係る事項			変更年月日
		名称	変更前	変更後	
普通免許に係る初心運転者講習	成田自動車教習所	住所	変更前 成田市並木町漆台19番地	変更後 東京都葛飾区高砂五丁目54番10号	令和4年10月1日
		代表者の氏名	変更前 白土 一道	変更後 小林 広人	

特定講習の業務を行う事務所の名称	変更前 成田自動車教習所	変更後 京成ドライビングスクール成田
------------------	-----------------	-----------------------

千葉県公安委員会告示第18号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者等教育の認定について次のとおり変更届があった。
 令和5年7月7日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

運転免許取得者等教育の課程の区分	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	変更に係る事項			変更年月日
		名称	変更前	変更後	
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第1条第6号に掲げる課程	成田自動車教習所	住所	変更前 成田市並木町漆台19番地	変更後 東京都葛飾区高砂五丁目54番10号	令和4年10月1日
		代表者の氏名	変更前 白土 一道	変更後 小林 広人	
		運転免許	変更前	成田自動車教習所	

認定規則第 1 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号及び第 8 号に掲げる課程	柏南自動車教習所	取得者等教育に使用する施設の名称	変更後	京成トランス ピョンクス クール成田	令和 4 年 1 月 1 日	名称	変更前	株式会社柏南自動車教習所	住所	変更前	柏市高柳 2 番地	代表者の氏名	有馬 洋一
						変更後	株式会社アールトライパークズ西北	変更後		大阪府大阪市港区磯路三丁目 9 番 1 5 号	変更後	高士 雅次	

千葉県公安委員会告示第 1 9 号

警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号。以下「法」という。）第 2 2 条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 5 年 7 月 7 日

千葉県公安委員会委員長 羽 田 明

1 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「1 号警備業務」という。）に係る講習

2 講習の期日及び時間

令和 5 年 9 月 1 1 日（月曜日）から 2 0 日（水曜日）まで（千葉県の休日に関する条

例（平成元年千葉県条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

3 講習の場所

千葉市中央区新田町 4 番 2 2 号 サンプライト 7 階

4 受講対象者

(1) 最近 5 年間に 1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。）に係る法第 2 3 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
(3) 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事しているもの

(4) 規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 6 1 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第 8 条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者
(5) 旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事しているもの

5 受講定員
4 0 人

6 講習業務の委託

講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

7 受講申込手続等

(1) 受講申込手続
ア 申込方法

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受講申込票受付期間等

令和 5 年 7 月 3 1 日（月曜日）から 8 月 4 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 受講者決定通知

受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。
なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

(3) 受講手続等

ア 受講手続

受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 受講申込書受付期間等

令和5年8月21日(月曜日)から25日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで

ウ 添付書類

(ア) 4 (1) に該当する者

1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4 (2) に該当する者

合格証明書の写し

(ウ) 4 (3) に該当する者

合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4 (4) に該当する者

合格証の写し

(オ) 4 (5) に該当する者

合格証の写し及び警備業務従事証明書

(4) 受講手数料等

ア 受講手数料

47,000円

イ 納入方法

千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

8 講習に関する問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

千葉県企業局告示第三号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、千

葉県企業局の業務に係る料金の収納事務を次のとおり委託した。

令和五年七月七日

千葉県企業局長 吉野 美砂子

名称及び代表者の氏名	所在地	委託に係る地域	委託期間
株式会社千葉水道セン ター 代表取締役 新井光雄	千葉市中央区 中央港二丁目 五番一五号	千葉水道事務所の所管 区域のうち市原支所の 所管区域を除く区域	令和五年四月一 日から令和六年 三月三十一日ま で
株式会社船橋水道セン ター 代表取締役 大吉義治	船橋市二和東 三丁目三番五 号	船橋水道事務所の所管 区域のうち千葉ニュー タウン支所及び成田支 所の所管区域を除く区 域	〃
株式会社市川水道セン ター 代表取締役 倉進	市川市鬼越二 丁目五番四号	市川水道事務所の所管 区域のうち松戸支所の 所管区域を除く区域	〃
株式会社松戸水道セン ター 代表取締役 能順二	松戸市南花島 四丁目六一番 地	市川水道事務所の所管 区域のうち松戸支所の 所管区域	〃
株式会社市原水道セン ター 代表取締役 本和也	市原市平田 一、〇四六番 地五	千葉水道事務所の所管 区域のうち市原支所の 所管区域	〃
株式会社北総水道セン ター 代表取締役 本祥三	印西市若萩四 丁目六番二号	船橋水道事務所の所管 区域のうち千葉ニュー タウン支所及び成田支 所の所管区域	〃

公告

軽油引取税の特約業者の指定の取消し

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

令和五年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	所在地	取消年月日
有限会社市原石油 代表取締役 市原智仁	山武郡横芝光町横芝一、 一七六番地の二	令和五年五月三十一日

令和五年度ふぐ処理師試験の実施
 ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）第九条第一項の規定により、令和五年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。
 令和五年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 試験日時及び場所	
区分	時 所
学科試験	令和五年十月六日（金曜日）午後二時から午後三時まで 千葉県教育会館（千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号）
実技試験	令和五年十月十四日（土曜日）又は十五日（日曜日）のうち指定する日 午前九時から午後五時までのうち指定する時間 千葉調理師専門学校（千葉市中央区新千葉二丁目五番三号）

二 受験願書の受付期間等
 受験願書の受付期間は令和五年八月二十五日（金曜日）から二十九日（火曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）とし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

三 受験願書の提出先
 各保健所（健康福祉センター）（千葉市、船橋市及び柏市が設置する保健所を除く。）又は千葉県健康福祉部衛生指導課に提出すること。

四 その他
 1 受験願書は、提出先に持参すること。
 2 この試験に関し不明な点は、千葉県健康福祉部衛生指導課（電話〇四三（二二三）三六二九）に問い合わせること。

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和四年十月十四日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和五年七月七日

- 一 測量計画機関 千葉市 千葉県知事 熊谷 俊人
- 二 作業種類 公共測量（基準点復旧）
- 三 作業期間 令和四年六月十五日から令和四年十月十四日まで

四 作業地域 千葉市中央区若草一丁目

公共測量の終了
 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和四年十月十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和五年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 松戸市
- 二 作業種類 公共測量（三級基準点測量）
- 三 作業期間 令和四年六月三十日から令和四年十月十一日まで
- 四 作業地域 松戸市新松戸七丁目

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和四年五月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和五年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉県山武土木事務所
- 二 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成 レベル千）
- 三 作業期間 令和三年十二月一日から令和四年五月三十一日まで
- 四 作業地域 山武市雨坪

人事委員会 公告

令和五年度千葉県職員採用中級試験、千葉県市町村立学校事務職員採用中級試験、千葉県職員採用初級試験、千葉県市町村立学校事務職員採用初級試験及び千葉県資格免許職員採用試験（保育士、臨床検査技師及び栄養士）の実施

職員の採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）第六条の規定により、令和五年度千葉県職員採用中級試験、千葉県市町村立学校事務職員採用中級試験、千葉県職員採用初級試験、千葉県市町村立学校事務職員採用初級試験及び千葉県資格免許職員採用試験（保育士、臨床検査技師及び栄養士）を次のとおり実施する。
 令和五年七月七日

- 一 試験の区分、試験職種、採用予定人員及び職務の内容 千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

市町村立学校 事務職員採用 初級試験	資格免許職職 員採用試験	保育士	臨床検査	四名程度	主として保育に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	市町村立学校において一般の事務に従事する。	二七名程度	機械	電気	土木	農業土木	警察事務	事務	県立病院	一般行政	市町村立学校 事務職員採用 中級試験	職員採用初級 試験	試験の区分	試験職種	採用予定人員	職務の内容
																			警察事務	二八名程度	主として法律及び経済等、一般行政事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。 警察本部、警察署及び警察学校において一般の事務に従事する。
市町村立学校 事務職員採用 初級試験	資格免許職職 員採用試験	保育士	臨床検査	四名程度	主として保育に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	市町村立学校において一般の事務に従事する。	二七名程度	機械	電気	土木	農業土木	警察事務	事務	県立病院	一般行政	市町村立学校 事務職員採用 中級試験	職員採用初級 試験	試験の区分	試験職種	採用予定人員	職務の内容
																			警察事務	二八名程度	主として法律及び経済等、一般行政事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。 警察本部、警察署及び警察学校において一般の事務に従事する。

市町村立学校 事務職員採用 初級試験	資格免許職職 員採用試験	保育士	臨床検査	四名程度	主として保育に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	市町村立学校において一般の事務に従事する。	二七名程度	機械	電気	土木	農業土木	警察事務	事務	県立病院	一般行政	市町村立学校 事務職員採用 中級試験	職員採用初級 試験	試験の区分	試験職種	採用予定人員	職務の内容
																			警察事務	二八名程度	主として法律及び経済等、一般行政事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。 警察本部、警察署及び警察学校において一般の事務に従事する。

給与	技師	二名程度	術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
給与	栄養士	二名程度	県立学校その他の教育機関等及び市町村立学校において栄養の指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。

試験の区分	試験職種	適用給料表	職務の級	号給
職員採用中級試験	全職種	行政職給料表	一級	十九号給
市町村立学校事務職員採用中級試験	全職種	行政職給料表	一級	十九号給
職員採用初級試験	全職種	行政職給料表	一級	九号給
市町村立学校事務職員採用初級試験	全職種	行政職給料表	一級	九号給
資格免許職職員採用試験	保育士	福祉職給料表	一級	十五号給
	臨床検査技師	医療職給料表(二)	一級	二十一号給
	栄養士	医療職給料表(二)	一級	十五号給

備考 職員採用中級試験、市町村立学校事務職員採用中級試験及び資格免許職職員採用試験については短期大学又は高等専門学校卒業、職員採用初級試験及び市町村立学校事務職員採用初級試験については高等学校卒業の場合を示す。

三 受験資格

試験の区分	試験職種	受験資格
職員採用中級試験	全職種	平成五年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者
市町村立学校事務職員採用中級試験	全職種	平成五年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者
職員採用初級試験	全職種	平成十四年四月二日から平成十八年四月一日までに生まれた者
市町村立学校事務職員採用初級試験	全職種	平成十四年四月二日から平成十八年四月一日までに生まれた者

資格免許職職員採用試験	保育士	昭和六十三年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者で、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に基づく保育士の登録を受けているもの又は令和六年四月末日までに当該登録を受ける見込みのもの
臨床検査技師	昭和六十三年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者で、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に基づく臨床検査技師の免許を取得しているもの又は令和五年度に行われる国家試験で当該免許を取得する見込みのもの	昭和六十三年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者で、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）に基づく栄養士の免許を取得しているもの又は令和六年四月末日までに当該免許を取得する見込みのもの
1 職員採用中級試験、市町村立学校事務職員採用中級試験、職員採用初級試験及び市町村立学校事務職員採用初級試験については、日本の国籍を有しない者、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者及び平成十一年改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できない。	2 資格免許職職員採用試験については、地方公務員法第十六条各号のいずれかに該当する者及び平成十一年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できない。	四 試験方法
試験は、第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法は次のとおりとする。ただし、第二次試験は、第一次試験の合格者でなければ受験することができない。	1 第一次試験	試験方法
公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により、職員採用中級試験、市町村立学校事務職員採用中級試験及び資格免許職職員採用試験については短期大学又は高等専門学校卒業程度の、職員採用初級試験及び市町村立学校事務職員採用初級試験については高等学校卒業程度の筆記試験を行う。	1 第一次試験	内容
専門試験	試験職種に応じた専門的な知識、技術又はその他の能力について、択一式により、職員採用中級試験、市町村立学校事務職員採用中級試験及び資格免許職職員採用試験については短期大学又は高等専門学校卒業程度の、職員採用初級試験（農業土木、土木、電気及び機械の試験職種に限る。）については高等学校卒業程度の筆記試験を行う。 なお、出題分野は、別表のとおりとする。	論文試験 職員採用中級試験及び市町村立学校事務職員採用中級試験において、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての記述式による筆記試験を行う。 作文試験 職員採用初級試験（一般行政、県立病院事務及び警察事務の試験職種に限る。）及び市町村立学校事務職員採用初級試験において、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述式による筆記試験を行う。
備考	論文試験及び作文試験は、第二次試験として評価する。	2 第二次試験
試験方法	人柄、性向等について面接等による試験を行う。	適性検査
3 受験資格等の調査	受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等についての調査を行う。	5 試験の期日及び場所
1 第一次試験	令和五年九月二十四日（日曜日） 千葉県内の千葉県人事委員会が指定する施設	2 第二次試験
令和五年十月下旬から十一月中旬までの間に千葉市内で行う。	なお、詳細は、第一次試験合格者に書面により通知する。	6 合格者の決定及び発表
1 第一次試験合格者	第一次試験の結果に基づき試験の区分及び試験職種ごとに合格者を決定し、令和五年十月十二日（木曜日）（予定）に千葉県のホームページ及び千葉県庁の掲示板にその受験番号を発表する。	1 第一次試験

なお、警察事務職の合格者については、千葉県警察本部の掲示板にもその受験番号を公表する。

また、合格者には、書面により本人に通知する。

2 最終合格者

第二次試験の結果に基づき試験の区分及び試験職種ごとに合格者を決定し、令和五年十二月上旬に千葉県のホームページ及び千葉県庁の掲示板にその受験番号を公表する。

なお、警察事務職の合格者については、千葉県警察本部の掲示板にもその受験番号を公表する。

また、可否の結果について書面により本人に通知する。

七 採用候補者名簿の作成及び採用方法

1 最終合格者は、試験の区分及び試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登載する。

なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。

2 採用者は、任命権者に提示する採用候補者名簿に登載された者のうちから決定される。

なお、採用は、令和六年四月一日以降の予定であるが、大学、短期大学、高等専門学校等を卒業した者については採用候補者名簿登載後直ちに採用されることがある。

八 受験手続

1 申込方法

インターネットによる申込みを原則とする。ただし、郵送及び持参による申込みを妨げるものではない。受験申込用紙を希望する場合は、令和五年八月四日(金曜日)までに千葉県人事委員会事務局任用課(千葉市中央区市場町一番一号)まで申し出る。受験申込書は、同課宛てに提出すること。

2 受付期間

令和五年七月二十五日(火曜日)から八月十四日(月曜日)までとする。なお、同日午後五時までに受信したもの(郵送の場合は同日までの消印のあるもの、持参の場合は同日午後五時までに持参したもの)に限り受け付ける。

九 その他

1 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので参照すること。

2 受験の問合せ等を郵便によって行う場合には、宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

3 職員採用中級試験、市町村立学校事務職員採用中級試験、職員採用初級試験(一般行政、県立病院事務及び警察事務の試験職種に限る。)及び市町村立学校事務職員採用初級試験に係る第一次試験については点字による受験を、職員採用中級試験、市町

別表 専門試験の出題分野
市町村立学校事務職員採用中級試験、職員採用初級試験、市町村立学校事務職員採用初級試験及び資格免許職員採用試験に係る第一次試験については拡大文字による受験を認める。点字又は拡大文字による受験を希望する場合は、千葉県人事委員会事務局任用課まで申込時に申し出ること。

試験の区分	出題分野	
	試験職種	出題分野
職員採用中級試験	警察事務	政治学・行政学、社会学・社会事情、憲法、行政法、民法、経済学、財政学及び国際関係
市町村立学校事務職員採用中級試験	一般行政	政治学・行政学、社会学・社会事情、憲法、行政法、民法、経済学、財政学及び国際関係
職員採用初級試験	農業土木	農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工及び農業に関する基礎(農業と環境、農業情報処理等)
	土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工
	電気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御及び電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術
	機械	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術(電気技術、電子技術、制御)及び電子機械
資格免許職員採用試験	保育士	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容及び子どもの保健
	臨床検査技師	医用工学概論(情報科学概論及び検査機器総論を含む。)、公衆衛生学(関係法規を含む。)、臨床検査医学総論(臨床医学総論及び医学概論を含む。)、臨床検査総論(検査管理総論及び医動物学を含む。)、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学(放射性同位元素検査技術学を含む。)、臨床血液学、臨床微生物学及び臨床免疫学
	栄養士	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導及び給食の運営

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告の採択や不採択の通知並びに本公告の補てき変更通知に関する事項の問い合わせ先は以下のとおりである。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年7月7日

千葉県知事 熊谷俊人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 全身用X線CT撮影装置 一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期限 令和6年3月22日
 - (4) 履行場所 千葉市緑区誉田町一丁目45番2 千葉県千葉リハビリテーションセンター
 - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
 - (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
 - (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
 - (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
 - (6) 仕様書に示す規格に適合する物品を納入できることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県総務部管財課調達指導班 260-8667

電話043(223)2093

(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム [https://www.chiba-ep-](https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/)

[bis.supercals.jp/portalPublic/](https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/)

(3) 入札説明書の交付期間 令和5年7月7日から8月3日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年8月17日午後5時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年8月17日午後5時

(5) 開札の日時及び場所 令和5年8月18日午前10時 千葉県庁中庁舎6階管財課入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。

(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格の確認

ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 令和5年8月3日午後5時

(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。

イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 令和5年8月3日午後5時

(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反

<p>した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p>	<p>者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p>
<p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: X-ray Computed Tomography System (Iset)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 17 August, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2093</p>	<p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8668 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 調度契約第三係 電話043(201)0110</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portaPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年7月7日から8月3日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年8月21日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年8月21日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和5年8月22日午前9時30分 千葉県警察本部5階入札室</p>
<p>入札公告</p> <p>次のおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和5年7月7日</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認</p>
<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 捜査用車（ワゴン型）ほか1品目</p> <p>① 捜査用車（ワゴン型） 18台</p> <p>② 暴走族探証車 2台</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期限 令和6年3月25日</p> <p>(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もつた契約金額（課税事業者は消費税及び地方消費税を含んだ金額、免税事業者は課税事業者と同一の間尺で比較できるように用いる計算上算出された金額）を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 捜査用車（ワゴン型）ほか1品目</p> <p>① 捜査用車（ワゴン型） 18台</p> <p>② 暴走族探証車 2台</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期限 令和6年3月25日</p> <p>(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もつた契約金額（課税事業者は消費税及び地方消費税を含んだ金額、免税事業者は課税事業者と同一の間尺で比較できるように用いる計算上算出された金額）を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない</p>

を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 令和5年8月3日午後5時

(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。

イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 令和5年8月3日午後5時

(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Investigation Vehicle (Van Type) , and another item

(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 21 August 2023

(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和5年7月7日

千葉県企業局長 吉野 美砂子

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の

氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

その1

① 13mm 量水器の一部修理 予定数量 29, 621個 ②千葉県企業局管理部経理課 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年5月18日 ④株式会社阪神計器製作所 東京都港区芝四丁目6番14号 ⑤13mm量水器1個当たり968円

その2

① 20mm 量水器の一部修理 予定数量 131, 380個 ②千葉県企業局管理部経理課 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年5月18日 ④株式会社阪神計器製作所 東京都港区芝四丁目6番14号 ⑤20mm量水器1個当たり990円

その3

① 20mm 量水器の全体修理 予定数量 40, 685個 ②千葉県企業局管理部経理課 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年5月18日 ④アズビル金門株式会社 千葉市中央区新町1, 000番地 ⑤20mm量水器1個当たり2, 112円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年4月4日

その4

①水運用管理システム改修業務委託 一式 ②千葉県企業局管理部経理課 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年5月30日 ④東芝インフラシステムズ株式会社 千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ⑤40, 370, 000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第37号) 第11条第1項第1号

購読料

本号

一部

四二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八